

川崎市スポーツに関する市民アンケート調査実施要綱

(目的)

第1条 川崎市スポーツに関する市民アンケート調査（以下「アンケート」という。）は、川崎市に住民登録がある満18歳以上の個人に対し、スポーツに関する活動状況及び意識並びにスポーツ施設の利用状況等を調査し、川崎市スポーツ推進計画の改訂を行う際の基礎資料を得ることを目的とする。

(調査の設計)

第2条 調査の設計は、次のとおりとする。

(1) 調査地域

川崎市全域

(2) 調査対象

川崎市在住の満18歳以上の男女個人

(3) 母集団

住民基本台帳

(調査内容)

第3条 調査は、「個別調査」及び「属性調査」について行うものとする。

(調査項目)

第4条 個別調査は、スポーツに関する活動状況及び意識並びにスポーツ施設の利用状況等について調査するものとする。

2 属性調査は、回答者の属性を調査するもの（フェイスシート）とし、統計資料及び内容分析に使用するものとする。

(調査結果の活用)

第5条 調査結果は川崎市スポーツ推進計画の改訂を行う際の基礎資料として活用するとともに、改訂後の川崎市スポーツ推進計画に掲載する等の方法により周知するものとする。

(個人情報 の 適正管理)

第6条 アンケートの実施にあたり、その事務に従事する者は、当該事務により収集した個人情報を、個人情報保護法に基づき、厳重かつ適正に管理する。

(統括的事務処理の所管)

第7条 アンケートに関する統括事務処理は、市民文化局市民スポーツ室が所管する。

(その他必要事項)

第8条 この要綱に定めるもののほか、アンケートの実施に関して必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和6年9月2日から施行する。

(この要綱の失効)

2 この要綱は、令和7年3月31日限り、その効力を失う。